

(仮称)

# 「橋本市の自治と協働を はぐくむ条例」について

橋本市自治基本条例策定委員会副委員長  
弁護士 堀江佳史

# 「条例」とは

---

- 「地方自治の本旨」(憲法92条)



地方公共団体の自治立法  
(住民の意思を反映)



# 前 文

---

- ① 条例制定の背景とその必要性
- ② 歩んできた歴史や育んできた文化など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ
- ③ 目指すべきまちの将来像
- ④ 将来像を実現するための基本的な考え方
- ⑤ 私たちが目指す最終的な自治の姿

# 第1条 目的

---

- 協働によるまちづくりの推進
- 自立した地域社会の創出



## 第2条 定義

---

- 個別の法令ごとに言葉の定義づけをすることになります。
- 後の条文を読む時に、第2条の定義に戻って読むようにしてください。

## 第3条 基本理念

---

- 住み慣れた地域で，子どもから高齢者まで，地域全体で支えあいながら安心，安全な生活をおくれるまちを目指し
- 協働してまちづくりを進める



# 第4条 基本原則

---

- ① 情報共有
- ② 市民参画
- ③ 協働のまちづくり
- ④ 相互の尊重

# 第2章 市民

---

## 第5条 市民の役割

- 主体的にまちづくりに参画
- 自分たちのまちに関心を持ち、まちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有



# 第3章 市議会

---

## 第6条 市議会の役割

- 行政活動の監視と政策の立案
- 基本的事項は議会基本条例
  - 「市民に開かれた議会」
  - 「住民自治の実現」

# 第4章 市長等及び職員

---

## 第7条 市長等の役割

- (4) 市民参画を実現するため、市民がまちづくりや市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確化
- (5) 市民の自発的・自主的な活動等を支援



# 第8条 職員の役割

---

- 全体の奉仕者・法令を順守

→ 市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行

- 知識・技術等の習得、能力開発と自己啓発、創意工夫 → 市民と協働してまちづくりに取り組む

# 第5章 地域づくり

---

## 第9条 地域主体のまちづくり

- 地域の課題を共有，自主的な意思によってまちづくり→ お互いに助け合い，自ら行動
- コミュニティ活動(10条参照)と民間非営利組織(11条参照)の役割を尊重
  - 必要な施策(人材育成，費用助成等)



# 第10条 地域運営組織

---

(1) 一定のまとまりのある地域において「コミュニティ活動」

(2) 市, 区・自治会と連携・協力

→ いわば「横糸」?

# 第11条 民間非営利組織

---

- 公益性, 非営利性, 継続性を持ってまちづくり
- 市, 区・自治会, 地域運営組織と連携してまちづくり → いわば「縦糸」?



# 第6章 市政運営

---

## 第12条 総合計画

- (1) まちの将来像を明らかにし、総合的・計画的な市政運営を進めるため
- (2) 地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画

# 第6章 市政運営

---

## 第13条 財政運営

- 総合計画・行政評価を踏まえて予算を編成，計画的で健全な財政運営
- 予算に関する情報を市民に提供

## 第14条 行政評価

- 毎年度，市民参画のもとでの行政評価を行い，公表



# 第7章 条例の位置付け

---

## 第15条 条例の位置付け

- (1) 条例を尊重し，誠実に遵守
- (2) 条例・規則等を制定・改廃する場合には，この条例の趣旨を尊重し，整合性を図る

## 第8章 条例の検証及び見直し

---

### 第16条 はぐくむ条例

- この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、効果を検証し、必要に応じて見直ししながら、実効性のある条例となるようはぐくむ。



# 第17条 はぐくむ委員会

---

- (1) 検証や見直しにあたって、「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を置く
- (2) 市民参画
- (3) 諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べる

# 最後に

---

- 内容は具体的か
- まだ内容は確定ではない（最終的には市議会。）
- できた後が重要